

戸田市新型コロナウイルス対策市民活動支援補助金の手引き【2次募集】

1 当補助金の目的

当補助金は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る社会貢献事業を行う市民活動団体（以下「団体」という。）に、戸田市新型コロナウイルス対策市民活動支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、公益的な団体の活動の活発化を図ることを目的とする。

2 制度の内容

(1) 補助対象期間

補助対象となる事業実施期間は、令和2年12月1日（火）から令和3年2月28日（日）までとします。

(2) 補助額

補助額の上限は1事業につき10万円を限度額とします。

(3) 補助対象事業

補助金の申請ができる事業は、「市民の利益増進に寄与する事業で、地域における新型コロナウイルス対策に係る社会貢献事業」となります。

なお、事業の実施に当たっては、感染症対策を徹底してください。

また、事業申請団体及びその関係者による営利を目的とした事業は申請の対象外となります。

(4) 補助対象団体

補助金の申請ができる団体は、以下①～④の全ての条件を満たす団体です。

- ① 市内で公益的事業を実施又は実施予定で、申請時に設立済みの団体
- ② 政治活動及び宗教活動並びに営利を目的としない団体
- ③ 暴力団でない団体及び当該暴力団の構成員（構成員であった者を含む。）の統制下でない団体
- ④ その他公益を損なわないと市長が認めた団体

(5) 補助対象経費

補助対象経費は、補助対象事業を実施するために必要な経費です。但し、以下の費用は、補助対象経費とはなりません。

- ① 団体運営の人件費・家賃・賃借料・光熱水費 等
- ② 団体員の食糧費、謝礼金
- ③ その他、補助事業に直接結びつかない費用（交際費等）

(6) 補助対象経費の科目一覧

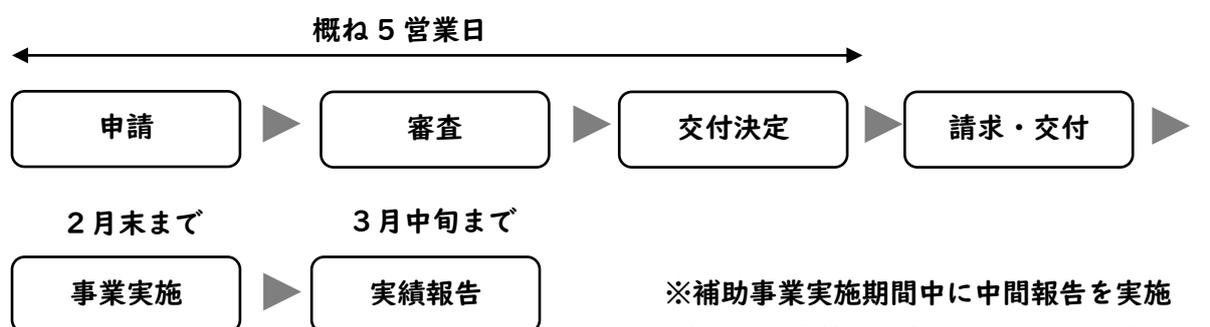
補助対象経費の科目は、以下のとおりです。支出計画書を記入する際にご活用ください。

| | 対象科目 | 説明 | 例示 |
|----|---------|---------------------------------|--|
| 1 | 謝礼金 | 構成員への謝礼は除く。 | 講師、協力者への謝金等 |
| 2 | 交通費 | 公共交通機関による交通費用 | 事業実施に必要な移動交通費等 |
| 3 | 消耗品費 | 単価1万円未満の消費物品費用 | 紙、インク、文房具等の物品等 |
| 4 | 食糧費 | 構成員への食糧費は除く。 | 講師、参加者等へのお茶代等 |
| 5 | 修繕費 | 物品等の修理に要する費用 | 物品等の修繕費等 |
| 6 | 通信運搬費 | 通信・運搬に要する費用 | 切手代、物品の配送料、事業用のHP管理費等 |
| 7 | 原材料費 | 原材料に要する費用 | 食材費、材料費等 |
| 8 | 印刷製本費 | 関係資料の印刷や製本に要する費用 | 写真、書類、チラシ、ポスター、パンフレット等の印刷代 |
| 9 | 保険料 | | 各種保険料 |
| 10 | 使用料・賃借料 | | 機器使用料、会場使用料、付属設備使用料、機器の賃借代等 |
| 11 | 備品費 | 単価1万円以上の物品で長期使用に耐えうる物品費用 | 事業で必要な機器代等 ※購入と比べて、賃借の方が廉価な場合には原則賃借料にて対応してください。 |
| 12 | 委託費 | 自団体では、実施できない業務の一部を委託する際に生じた費用 | 看板作成費、会場設営費等 |
| 13 | その他 | 1～12に該当しない科目については、具体的に記入してください。 | |

※ 領収書のない支出、宛名に団体名が入っていない領収書や但し書きの記載が「お品代として」のみの領収書は、補助対象となりません。

※振込手数料は、発生した科目に付随した費用とし、団体名、振込先の入った明細票等の添付が必要です。

(7) 補助金申請から報告までのスケジュール



(8) 申請方法

【受付期間】

令和2年12月1日(火)～令和3年2月19日(金)

※土・日曜日、祝日、年末年始を除く。

但し、予算額の上限に達し次第終了となります。

申請書を受理いたしましたら、担当者様宛にメールまたは電話でご連絡いたします。

【提出方法】

申請書類一式を戸田市役所市民生活部協働推進課へ原則郵送にて提出

【提出先】

戸田市役所市民生活部協働推進課

住所：〒335-8588 埼玉県戸田市上戸田1-18-1

※提出された書類は返却いたしませんので、ご了承ください。

(9) 審査について

申請された事業は、随時「戸田市新型コロナウイルス対策市民活動支援補助金審査委員会」により審査を行います。審査項目は、公益性（公益的な社会貢献事業であるか）、実現性（事業計画や予算計画が適正であるか）、感染予防策（新型コロナウイルス感染症予防策は万全か）の三点を審査いたします。

(10) 補助金の請求について

審査にて、補助金の交付が決定された場合は請求書等の提出をお願いします。

(11) 実績報告について

補助事業実施期間中に中間報告をお願いいたします。また、事業が完了しましたら、14日以内に各種報告書類の提出をお願いします。

また、市担当職員が事業を実施している様子を確認に伺うことがあります。

必要書類一覧表

| 申請時 | 補助金請求時 | 実績報告時 |
|-----------------------------|-----------|----------------------------------|
| 補助金等交付申請書 | 補助金等交付請求書 | 補助事業等実績報告書 |
| 戸田市新型コロナウイルス対策市民活動支援補助金応募用紙 | 口座振込払依頼書 | 戸田市新型コロナウイルス対策市民活動支援補助金事業報告書 |
| 誓約書 | | 事業の実施状況が分かる書類（写真等） |
| 会則等の規約、又はそれに類する書類 | | 領収書（補助金により支出した金額全ての領収書が必要となります。） |
| 構成員名簿 | | |

3 注意事項

- ①市の予算額の範囲内で実施しますので、予算終了次第当制度の受付も終了となります。
- ②補助金の交付決定額は、審査結果により、申請額以下となる場合もあります。
- ③事業完了後、補助金の余剰金が出たときや、補助金の交付決定額が交付決定額未満となった場合、補助金の交付決定後、補助金を返還していただきます。
- ④交付決定後に事業計画の大幅な変更や中止をする場合は、別途申請により、承認を受ける必要があります。
- ⑤交付決定後に虚偽、不正な手段により交付決定を受けたことが判明した場合や補助金を補助事業以外の用途に使用したとき等は補助金の返還を求める場合があります。

4 情報公開について

補助事業をアピールするために、戸田市ホームページ等にて事業の周知を行います。

また、事業の透明性・公正性等を高めるとともに団体の活動状況のPRのため、補助金交付が決定した事業の申請書等については、個人情報以外の箇所（団体名、代表者氏名を除く）を戸田市ホームページ等で公開することがあります。

また、実績報告を戸田市ホームページ等でも公開いたしますので、予めご了承の上、申請をお願いいたします。

5 補助事業の例

1次募集（令和2年6月～11月）では以下の事業に補助金を交付しました。

| 事業名 | 事業概要 | 事業の対象者 |
|------------------------------------|---|--------|
| とだっ子食堂 | フードパントリーの開催 | ひとり親世帯 |
| Stay Home 親子でさつまいもを育てよう 2020 in 戸田 | 自宅で育てられるサツマイモ生育キットの配布 | 親子世帯 |
| おうちでできる簡単ストレッチ&トレーニング動画配信事業 | 外出自粛による運動不足やストレス解消のための簡単ストレッチ&トレーニング動画の配信 | 市民 |
| 「#Stay Home 戸田」キャンペーン用ホームページ作成事業 | 「#StayHome 戸田」キャンペーン用ホームページの作成・運用 | 飲食店 |
| ひんやりマスクでコロナに負けないトレーニング事業 | 運動不足解消のためのトレーニングやマスクの作り方に関する講座の開催 | 高齢者 |

上記で紹介した事業はあくまでも一例です。

皆様の知識や経験を生かして、新型コロナウイルスで
お困りの方々を支援してみませんか。

まずは下記までお気軽にご相談ください。

補助金の詳細は
こちらから



【問い合わせ】

戸田市役所 市民生活部 協働推進課 市民交流担当
住所 〒335-8588 埼玉県戸田市上戸田 1-18-1
電話 048-441-1800 内線 435
メール community@city.toda.saitama.jp